

四日市市病院管理規程第1号

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年1月21日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院処務規程の一部を改正する規程

市立四日市病院処務規程（平成17年病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第2条 病院に次の室、部、局及びセンターを置く。	第2条 病院に次の室、部、局及びセンターを置く。
(1)から(33)まで (略)	(1)から(33)まで (略)
<u>(34)</u> 緩和ケアセンター	
<u>(35)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)
<u>(36)</u> (略)	<u>(35)</u> (略)
<u>(37)</u> (略)	<u>(36)</u> (略)
<u>(38)</u> (略)	<u>(37)</u> (略)
<u>(39)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)
<u>(40)</u> (略)	<u>(39)</u> (略)
<u>(41)</u> (略)	<u>(40)</u> (略)
<u>(42)</u> (略)	<u>(41)</u> (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(職務)	(職務)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 診療部長は、上司の命を受け第2条第1項第2号から第34号までに規定する診療各部（以下「診療部」という。）を統括し、副院長に事故あるときはその職務を代行する。

4から9まで（略）

10 救命救急センター長、周産期母子医療センター長及び緩和ケアセンター長は、上司の命を受けセンターの医務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

11から22まで（略）

第6条 診療部（放射線科部、リハビリテーション科部、麻酔科部、病理部、中央手術部、中央集中治療部、救命救急センター、周産期母子医療センター及び緩和ケアセンターを除く。）の業務分掌は、次のとおりとする。

第15条 緩和ケアセンターの業務分掌は、次のとおりとする。

(1) 緩和ケアに係る診療及び療養指導に関すること。

(2) 緩和ケアに係る医学的研究に関すること。

(3) 緩和ケアセンターの管理・運営に関すること。

(4) その他緩和ケアに関すること。

第16条（略）

第17条（略）

第18条（略）

第19条（略）

3 診療部長は、上司の命を受け第2条第1項第2号から第33号までに規定する診療各部（以下「診療部」という。）を統括し、副院長に事故あるときはその職務を代行する。

4から9まで（略）

10 救命救急センター長は、上司の命を受けセンターの医務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

11から22まで（略）

第6条 診療部（放射線科部、リハビリテーション科部、麻酔科部、病理部、中央手術部、中央集中治療部、救命救急センター及び周産期母子医療センターを除く。）の業務分掌は、次のとおりとする。

第15条（略）

第16条（略）

第17条（略）

第18条（略）

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。